

関係者各位

令和 2 年 1 2 月 2 3 日  
独立行政法人製品評価技術基盤機構

## NITE における書面・押印・対面による手続について

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）や「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）、「会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し」（令和 2 年 11 月 16 日、内閣官房行政改革推進本部事務局）を受け、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）における書面・押印・対面による手続について、令和 3 年 1 月 1 日以降、以下のとおりといたしますので、お知らせいたします。

- (1) 書面・押印・対面による手続を、原則として、以下のとおりとします。
  - ▶ 書面（紙の文書）による手続をなくし、電子メール等のオンラインでの手続とします。
  - ▶ 皆様からご提出いただく文書（書面、メールでやりとりする電子データ等）へは、法令等で定められた場合を除き、押印をいたしません。また、NITE からお送りする文書への押印についても同様といたします。
  - ▶ 対面による手続は必要最低限とします。
- (2) 貴機関にて書面・押印・対面による手続が必要である場合には、ご要望に応じた対応をいたしますので、関係部署の担当者又は下記の総務課・担当窓口までお知らせください。
- (3) 当機構からお送りした文書の真正性について疑義がある場合には、当該文書に記載の責任者及び担当者の氏名及び連絡先にご連絡ください。担当者等が不明な場合、文書番号、文書名等をご準備の上、下記の担当窓口にご連絡ください。

本件の担当窓口

独立行政法人製品評価技術基盤機構

総務課 文書担当

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

代表電話 03-3481-1921

メールアドレス nite-bunsho@nite.go.jp